

農地法第3条に係る許可申請に必要な書類

提出書類			備考
1	農地法第3条の規定による許可申請書	3部	
2	申請地の登記事項証明書の原本（法務局名寄支局）	各筆 1通	全部事項証明書に限定
3	定款又は寄附行為の写し、及び法人の登記事項証明書	1部	権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合は不要。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	1部	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
5	農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	1部	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。
6	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	1部	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
7	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	1部	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
8	農地の所有者と借り手の使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	1部	農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
9	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	1部	権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合のみ添付。
10	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	1部	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。

